

中医協「第 215 回 総会」 中間整理案を了承、パブリックコメント募集へ

2012/1/18

1月18日、中医協に対し厚生労働大臣より2012年度診療報酬改定の諮問書が提出された。諮問を受けた中医協は、2月に個別の診療報酬点数を答申する予定。



この日の中医協・総会（会長：森田朗・東京大学大学院法学政治学研究科教授）では、これまでの議論の整理案を了承し、「2012年度診療報酬改定に係る検討状況について（現時点の骨子）」として取りまとめた。

事務局は、前回（1月13日）の総会で示した整理案の文言を追加・修正した上で再提出するとともに、同日出た整理案に対する意見をまとめた資料を提出。いずれもパブリックコメント実施に向け、意見募集の材料とすることを説明したが、整理案に対する意見の取り扱いを巡っては見解が分かれた。

支払側委員は「1月13日に出た意見だけを取り上げてパブリックコメントにかけるのは恣意的」などと否定の姿勢を示した一方、診療側委員は「国民への情報開示という観点から、整理案以外にこのような意見が出た、というものも見せるべき」と主張。結局、文言を簡略化させるなどした上で、「参考」意見として整理案とともに、当該意見もパブリックコメントにかけることで合意した。参考意見には、整理案の各案件に関する意見とともに、整理案には記述のない「再診料見直し」等についての意見も掲載する。

パブリックコメントは、会合と同日の18日から25日まで、厚生労働省のホームページ内（<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/p20120118-01.html>）で募集。1月20日に愛知県津島市で開かれる公聴会を経て、診療報酬点数の具体的な審議へと入る。

■医療提供が困難な地域の判断基準に「面積当たり病院・病床密度」

会合では、「医療の提供が困難な地域に配慮した評価」に関する考え方の変更案が事務局より提出され、概ね了承された。これまで、医療提供が困難な特定の2次医療圏について、①圏内で医療提供が完結、②医療従事者の確保が困難、③医療機関の数が少ない——の3要件を満たす43医療圏を対象として、診療報酬上の要件を緩和する方向で議論されていた。

これについて事務局は、③の判断基準として「（医療圏の面積当たりの）病院密度又は病床密度が一定以下（下位15%）であること」を提案。これまでは病院密度とともに、病院や病院病床の絶対数が少ない場合も基準として考えていたが、その場合でも医療圏面積が小さければ医療提供に支障はないとして、「密度」に一本化する格好となった。その結果、基準に該当するのは19医療圏となる。なお、要件緩和の対象は、200床未満で、かつ「13対1、15対1入院基本料」を算定している病院とする方向。